

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料額 令和3年4月1日

<計画(第35条第1項)・計画変更(第36条第1項)の認定>

(単位:円)

申請の種類		認定申請		変更認定申請			
		適合証有	適合証無	適合証有	適合証無		
一戸建て住宅	当該住宅の床面積の合計200㎡未満	5,100	34,400	3,700	24,200		
	当該住宅の床面積の合計200㎡以上		38,400		27,000		
一戸建て住宅 以外の建築物	住戸ごとの申請 (人の居住の用途)	当該住戸床面積の合計 300㎡未満	9,700	69,100	6,900	48,500	
		当該住戸床面積の合計 300㎡以上 2,000㎡未満	21,000	116,000	15,000	81,000	
		当該住戸床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	196,000	32,000	138,000	
		当該住戸床面積の合計 5,000㎡以上	81,000	281,000	57,000	197,000	
	住宅部分	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	69,100	6,900	48,500	
		当該部分の床面積の合計 300㎡以上 2,000㎡未満	21,000	116,000	15,000	81,000	
		当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	46,000	196,000	32,000	138,000	
		当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上	81,000	281,000	57,000	197,000	
	1の建築物 非住宅の部分	モデル建築物法	当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	87,100	6,900	61,100
			当該部分の床面積の合計 300㎡以上 1,000㎡未満	16,700	110,700	11,800	77,600
			当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,100	145,700	19,100	102,100
			当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,400	235,700	56,400	165,100
			当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上 10,000㎡未満	128,000	309,000	90,000	216,000
			当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上 25,000㎡未満	161,000	371,000	113,000	260,000
標準入力法等		当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	201,000	435,000	141,000	305,000	
		当該部分の床面積の合計 300㎡未満	9,700	227,100	6,900	159,100	
		当該部分の床面積の合計 300㎡以上 1,000㎡未満	16,700	284,400	11,800	199,200	
		当該部分の床面積の合計 1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,100	367,100	19,100	257,100	
	当該部分の床面積の合計 2,000㎡以上 5,000㎡未満	80,400	523,700	56,400	366,700		
	当該部分の床面積の合計 5,000㎡以上 10,000㎡未満	128,000	646,000	90,000	453,000		
	当該部分の床面積の合計 10,000㎡以上 25,000㎡未満	161,000	763,000	113,000	535,000		
	当該部分の床面積の合計 25,000㎡以上	201,000	871,000	141,000	610,000		

- ※1) BEST省エネ基準対応ツール(省令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー性能を適切に評価できる方法と認める評価方法)について、手数料の額は、「標準入力法等」と同額とする。
- ※2) 複数建築物に係る性能向上計画認定の申請の手数料の額は、申請建築物に係る一の建築物の申請の場合の申請手数料額及び他の建築物の一の建築物の申請の場合の申請手数料額を合算した額とする。
- ※3) 複数建築物に係る性能向上計画認定の計画変更の申請の手数料の額は、変更を行う建築物の一の建築物の申請の場合の計画変更申請手数料額を合算した額とする。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、申請手数料額を合算する。
- ※4) 認定申請に併せて確認申請が提出された場合は、計画通知手数料(=確認申請手数料。昇降機がある場合は昇降機分)を加算する。
- ※5) 認定申請に併せて特定建築基準適合審査が含まれる場合には、特定建築基準適合審査手数料を加算する。
- ※6) 一の建築物申請の場合手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。
- ※7) 同一の建築物において、住宅ごとの申請と一の建築物の申請を同時にするときは、一の建築物の申請による算出する。
- ※8) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみの申請のときの手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計とする。
- ※9) 性能向上計画認定において、共同住宅の共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。